

吉野川市国民健康保険に加入されている方へ 令和6年度特定健康診査(日帰りドック健診)のお知らせ

	特定健康診査対象者	
生年月日	昭和24年10月1日～ 昭和25年3月31日生まれの方	昭和25年4月1日～ 昭和60年3月31日生まれの方
健診方法	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診 (3) 日帰りドック健診
特定健康診査受診券の有効期限	9月30日(月)	12月28日(土)
特定健康診査受診券	<ul style="list-style-type: none"> 受診券は、7月上旬までに個別郵送します。 「令和6年度特定健康診査実施機関一覧表」は、受診券に同封します。 	

日帰りドック健診… 事前に申し込みが必要です。先着順ではありません。

【対象】 令和6年4月1日時点で吉野川市国民健康保険に加入し、健診日においても継続して加入している方(昭和25年4月1日～昭和60年3月31日生まれ)

【申込期限】 5月10日(金)まで

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

【申込方法】 申込用紙に必要事項を記入のうえ、①～④いずれかの方法で申し込みください。

① 窓 □：健康推進課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)
 ② 郵 送：〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市健康推進課
 ③ F A X：0883-22-2245(受信確認後、連絡します)
 ④ 電子メール：kenkou@yoshinogawa.i-tokushima.jp(受信確認後、連絡します)

★申込用紙は、健康推進課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

ゴールデンウィークがあります。早めに申し込みください。



市ホームページ
二次元コード

注意事項

- 各健診日程において申込者多数の場合は、第三者立ち会いのもと抽選します。希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- 申込者全員に「決定通知」を送付します。決定後、日程変更やキャンセルをする場合は、必ず実施機関と健康推進課に連絡してください。
- 実施機関によって検査項目が異なりますので、保険証送付時に同封の「令和6年度特定健康診査のお知らせ」(ピンク色)を確認のうえ、申し込みください。
- 定員に満たない場合は、6月21日(金)まで受け付けしますが、定員になり次第締め切ります。
- 決められた検査項目のうち、一部未受検による検査費用の調整は行いませんので、ご了承ください。

実施機関	とくしま未来健康づくり機構		徳島県農村健康管理センター			
	徳島市蔵本町1丁目10-3 ☎088-633-2266		阿波市阿波町平川原北59-1 ☎0883-36-6611			
健診日程	1	希望月 7月	4	7月2日(火)	10	8月7日(水)
	2	希望月 8月	5	7月3日(水)	11	8月15日(木)
	3	希望月 9月	6	7月18日(木)	12	8月21日(水)
	★上欄、1～3の希望月で決定通知が届いた方は、健診日程について実施機関へ申し込みください。		7	7月25日(木)	13	9月11日(水)
			8	7月30日(火)	14	9月18日(水)
			9	7月31日(水)	15	9月24日(火)
受診者負担額	胃バリウム	16,300円	胃バリウム	16,300円		
	胃カメラ	20,260円	胃カメラ			
募集人数	380人					

◎集団健診・医療機関健診については、広報よしのがわ5月号に詳細を掲載予定です。

●問い合わせ・申し込み 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

吉野川市こども家庭センターを開設しました

こども家庭センターは

妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と、さまざまな心配ごとを抱えたご家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した相談支援窓口です。

母子保健係とこども支援係の2つの係で構成され、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

母子保健係

妊娠期から子育て期のさまざまな不安や悩みについて、保健師や助産師が寄り添い、支援します。

【主な業務】

- 母子健康手帳交付
- 伴走型相談支援
- 産後ケア
- 妊娠・出産・子育て相談

こども支援係

18歳までのお子さんや子育てが家庭の心配ごとに応じて、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などが支援します。

【主な業務】

- 児童虐待対応
- 子育て世帯訪問支援事業
- ヤングケアラー支援

一体的に支援



ひとりでも悩まず、
どなたでもお気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

【問い合わせ】

吉野川市こども家庭センター(月～金 午前8時30分～午後5時15分)
(市役所本館1階) ☎22-2267 FAX22-2245

令和6年度から高齢者肺炎球菌ワクチンの 定期接種対象者が変更になりました

令和6年度からの接種対象者は、市内に住所があり、過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがない方で、下記(1)(2)のいずれかに当てはまる方となります。

(1) 65歳の方(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日を迎える前日まで)

※対象となる方には、誕生日の翌月に通知を送ります。



(2) 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方

※医師に相談の上、健康推進課に問い合わせください。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245